

第4章 環境報告の基本的事項

環境報告に開示する「環境報告の基本的事項」は、以下の項目です。本章では、それぞれの基本的な考え方や記載する具体的な情報・指標等について解説します。

1. 報告にあたっての基本的要件
 - (1) 報告対象組織の範囲・対象期間
 - (2) 対象範囲の捕捉率と対象期間の差異
 - (3) 報告方針
 - (4) 公表媒体の方針等
2. 経営責任者の緒言
3. 環境報告の概要
 - (1) 環境配慮経営等の概要
 - (2) K P I の時系列一覧
 - (3) 個別の環境課題に関する対応総括
4. マテリアルバランス

1. 報告にあたっての基本的要件

環境報告を利用者が利用するに当たって前提として理解しておくべき基本的な要件に関して、環境報告書の冒頭など特定の分かりやすい場所に記載します。具体的には、報告対象組織の範囲（捕捉率等を含む）、報告対象期間、報告方針、公表媒体の方針等を記載します。

(1) 対象組織の範囲・対象期間

【基本事項1】

環境報告の対象とした組織の範囲（対象範囲）及び対象期間について、記載します。
なお、対象範囲や対象期間を変更した場合には、その旨及び前回の報告との範囲の違いや変更による影響を記載する必要があります。

① 記載する情報・指標

- ア. 報告対象組織
- イ. 報告対象期間
- ウ. 報告対象組織及び報告対象期間を変更した場合、その旨

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- 報告対象組織を変更した場合には、範囲の違い
- 報告対象期間を変更した場合には、変更による影響

【記載にあたっての留意点】

- (i) 報告対象組織を連結決算対象組織の一部に限定した場合には、その異同が分かるように、報告対象とした工場・事業所・子会社の範囲（名称及び数）等を記載します。
- (ii) 記載項目等により範囲が異なる場合は、項目毎の範囲を記載します。ただし、範囲が異なる項目の記載箇所において付記することもできます。
- (iii) 報告対象期間を変更した場合、影響が大きな数値情報等に併記して、影響を記載します。

解説

環境報告で対象とする組織の範囲（バウンダリ）は、原則として連結決算対象組織全体が基本です。しかし、報告対象組織の範囲を限定している場合もあるため、連結決算対象組織全体との異同が分かるように記載する必要があります。また、報告対象期間の変更は、KPIや環境負荷の状況等の数値情報の比較可能性に影響するため、影響が大きい情報についてその影響を付記する必要があります。

(2) 対象範囲の捕捉率と対象期間の差異

【基本事項1】

報告対象組織を連結決算対象組織の一部に限定した場合には、対象範囲の決定方針や、報告対象組織及びその環境負荷が事業全体の環境負荷等の内どの程度を占めているかを利用者に伝えるために、事業者が独自に工夫してその捕捉率等を記載します。また、捕捉率等の計算根拠等を明示する必要があります。

報告対象期間が財務会計の決算期間と異なる場合には、その差異について明記する必要があります。

① 記載する情報・指標

- ア. 報告対象組織を限定した場合、対象範囲の決定方針
- イ. 報告対象組織の事業全体（連結決算対象組織全体）に占める環境負荷等の割合（「捕捉率」）又は報告対象組織に係わる経営指標等
- ウ. 報告対象期間の財務会計期間との差異

【記載にあたっての留意点】

- (i) アの対象範囲の決定方針は、重要な環境課題と関連させたり、自然資源の利用や環境負荷の発生に関連させることにより、主要な会社について漏れなく対象範囲に含めているか否かが利用者に分かるように、範囲の限定に関する方針を記載します。

- (ii) 捕捉率は、基本的に環境負荷により算定することが望まれます。

次のような情報・指標により、環境負荷の捕捉率を説明。

- ・ 連結決算対象組織全体の温室効果ガス排出量に対する報告対象組織の温室効果ガス排出量の割合（エネルギー使用量や事業内容によっては、電力消費量等把握の容易なもので代替することも考えられる。）
- ・ 連結決算対象組織全体の資源投入量に対する報告対象組織の資源投入量の割合
- ・ その他、事業内容に応じ、代表的な環境負荷に関する環境負荷の捕捉率
- ・ 上記以外に、事業者独自の創意工夫による事業全体に対する環境負荷の捕捉率

- (iii) 環境負荷の捕捉率が合理的に把握できない場合は、捕捉対象の環境負荷が連結決算対象組織全体における環境負荷に占めるおおよその割合又は開示した環境負荷の範囲に合致した報告対象組織の経営指標等を記載します。

次のような指標を補足的に組み合わせることにより捕捉状況を説明。

- ・ 報告対象組織の売上高及び連結決算対象組織全体の売上高に対する報告対象組織の売上高の割合
- ・ 報告対象組織の総資産及び連結決算対象組織全体の総資産に対する報告対象組織の総資産の割合
- ・ 報告対象組織の生産高（施工高）及び連結決算対象組織全体の生産高（施工高）に対する報告対象組織の生産高（施工高）の割合
- ・ 報告対象組織の従業員数（職員数）及び連結決算対象組織全体の従業員数（職員数）に対する報告対象組織の従業員数（職員数）の割合
- ・ 上記以外に、事業者独自の創意工夫による指標

- (iv) 報告対象期間の財務会計期間との差異は、工場・事業所・会社名や期間、及び重要な影響の有無等を具体的に記載します。

解説

報告対象組織の「環境負荷の捕捉率」とは、報告対象組織の事業活動に伴う環境負荷が事業全体の環境負荷に占める割合を示す指標です。事業者の財務上の報告範囲は連結決算対象組織が基本となっていることから、「環境配慮経営」の報告である環境報告の範囲も、原則としては連結決算対象組織の全てを報告範囲とし、その環境負荷を記載することが期待されます。しかし、報告対象組織の範囲を決定する際に、連結決算対象組織の特定の範囲で環境負荷の大半が捕捉出来る場合には、その範囲を報告対象としても大きな問題は発生しないと考えられます。また、限られた組織から報告を始め、徐々に対象組織を広げることも考えられます。そこで、実際に報告対象となった組織の環境負荷の捕捉率を示す必要があります。

しかしながら現状では、多くの環境報告書では、事業者の報告範囲の環境負荷が連結決算対象組織全体の中でどれ位捕捉されているかが曖昧です。このことは事業者自身にとってもステークホルダーにとっても、その判断や意思決定を誤らせる可能性があり、環境負荷の捕捉状況は「環境配慮経営」における最も基本的かつ重要な事項と考えられます。

ただし、小規模の事業所や子会社等を含め、すべての連結決算対象組織の環境負荷を補足して捕捉率を算出することが困難な状況や費用対効果が合理的でない場合があります。その場合には、報告対象組織に係わる売上高、総資産等の経営指標を全体の経営指標と併せて開示することにより、おおよその補足割合を利用者が把握できるようにすることが必要です。その際、環境負荷以外の数値情報を利用する場合には、採用した数値情報と自然資源の利用や環境負荷の発生状況との因果関係に留意する必要があります。

特に、海外で事業展開する日本企業が増加している現状に鑑み、国内だけでなく海外を含めた自らの環境負荷の全体像を正確に把握・管理するために、効率的・効果的な環境負荷の計測・収集システムを構築することが強く期待されます。

(3) 報告方針

【一般原則】

環境報告の一般原則を具備するために、事業者がその報告において採用した方針等について記載します。また、環境報告を複数の報告書において実施している場合、公表形式間の関連性について記載します。さらに、環境報告書の作成に当たり準拠あるいは参考にした環境報告等に関する基準又はガイドライン等についても付記します。

① 記載する情報・指標

- ア. 報告において採用した方針等に関する事項（記載事項の決定過程や他の報告との関連性など）
- イ. 準拠あるいは参考にした環境報告等に関する基準又はガイドライン等（業種毎のものを含む。）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- ステークホルダーからの意見や質問を受付け、質問等に答える旨の記述等、何らかのフィードバックの手段
- 本ガイドライン以外の基準又はガイドライン等に準拠または参考に独自の項目等により環境報告書を作成した場合には、本ガイドラインとの項目別対比表

【記載にあたっての留意点】

- (i) 記載事項の決定過程は、重要性の判断根拠や重要な情報が網羅的に記載されていることが分かるように記載します。
- (ii) 重要性の判断は、重要な環境課題の特定やステークホルダーとの対応などに関連するため、より詳しい内容は関連するページで記載することが望まれます。
- (iii) 複数の報告書を作成している場合、企業情報のうち環境・社会・経済のどの分野の情報をどの報告書に記載しているのか、またそれぞれ関連付けているのかを図等を用いて分かりやすく記載します。

解説

事業者が、重要性の判断により記載事項をどのように決定し、また環境報告の一般原則のうち、特に「目的適合性」と「表現の忠実性」について如何に具備したのかについて、説明することが期待されます。また、経済・社会など他の分野の情報がどの報告に記載されているのか、各公表形式との関連性などを分かりやすく説明することも事業活動の全体像を利用者に理解してもらうためには必要です。報告方針は、このように重要な環境情報により環境報告を作成するに当たっての方針です。

さらに、環境報告を策定した根拠となる基準やガイドライン等に関して記載したり、項目別対比表を巻末等に添付することで、利用者の理解可能性や比較可能性をさらに高めることにつながります。

(4) 公表媒体の方針等

【基本事項2】

冊子・印刷物、ウェブ（URL）での公開等の複数の公表媒体により環境報告を実施している場合には、各公表媒体における掲載等に関する方針を記載します。また、公表媒体毎に環境報告の入手や閲覧の方法、作成部署及び事務連絡先、発行年月日等を記載します。

① 記載する情報・指標

- ア. 公表媒体における掲載等の方針に関する事項（環境報告の構成一覧と各公表媒体に掲載した情報の範囲、ウェブの利用に関する開示ルールなど）
- イ. 公表媒体毎の入手や閲覧の方法（冊子等の入手方法、ウェブサイトのURLなど）
- ウ. 作成部署及び事務連絡先（担当者名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等）
- エ. 環境報告書の発行日
- オ. 環境報告の外部審査を受審した場合は、その旨

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- 報告対象期間内もしくは期末日以降において、環境報告を別途実施している場合には、当該報告の名称、発行日及び入手や閲覧の方法
- 環境情報に関連する主な公表資料の一覧（その概要や入手方法も含む）

【記載にあたっての留意点】

- (i) 主要な公表媒体としてウェブを選択した場合、冊子による環境報告書と同様に「環境報告の基本的事項」（報告対象組織の範囲、報告対象期間、報告方針等）の記載が必要となります。
- (ii) 第2章に記載したとおり、ウェブを利用した場合には、アクセスの容易性、情報の一覧性、階層化された情報の規則性などに留意して記載します。具体的には、以下のような点に考慮することが期待されます。
 - ① 環境報告へのアクセスが容易である
 - ✓ 例えば、トップページから2~3クリックで環境報告にアクセスできるようにする
 - ✓ 情報へスムーズにたどりつけるように、環境報告専用の入口を設ける等、設計に配慮する
 - ② 情報に一覧性がある
 - ✓ 冊子形式の目次に相当するような、環境報告単独のサイトマップを設ける
 - ③ 階層化された情報に規則性がある
 - ✓ 開示情報が、年次報告に該当するの非定期的に公表しているトピックス情報なのかを明確にする
- (iii) ウェブを利用した場合であっても、環境報告の対象年度及び発行日が明確になるようにする必要があります。また、一括でダウンロードできるなどし、利用者が一覧性のある報告書を容易に入手できるような工夫も必要です。

- (iv) 経年的な比較可能性を確保するために、過年度の環境報告もバックナンバー等として開示することが望まれます。
- (v) 環境情報に関連する主な公表資料の一覧には、会社案内、有価証券報告書、アニュアルレポート、環境マネジメントシステム（ISO 14001 及びエコアクション 21 等）の環境コミュニケーション資料、環境配慮型製品等のパンフレットなどがあります。

解説

環境報告にあたっては、事業者を取り巻くステークホルダーとのコミュニケーションを深め、より多くのステークホルダーが活用する機会を作ることが大切です。ただし、ステークホルダー毎により、環境報告の利用目的や情報ニーズ、アクセスの容易性などが異なってくるため、それぞれに適した公表媒体を選択して、環境報告を行う必要があります。また、報告の質を落とさずに、かつ複数の公表媒体の効果的かつ相互に連携した利用が期待されます。

複数の公表媒体（冊子・印刷物やウェブなど）を使い分けた場合に、重要な情報の体系であったり、どのように考えて公表媒体を決定したのか、またどの情報がどこに載っているのかなどに関する方針等を記載することが必要となります。ただし、情報通信技術（ICT）を利用する場合には、安易な情報更新や過去の情報が保存されなかったり、情報が氾濫したり、階層が複雑になったりしないよう留意が必要です。

また、ICTを利用した開示により、環境報告の一般原則における比較可能性、理解容易性、検証可能性、適時性の補完的原則を備える効果が期待されます。例えば、重要な情報の記載箇所が判別しやすくなったり、フラグ付け等により環境パフォーマンス情報のバウンダリや信頼性担保の有無が、明確になったりします。また、環境に関する重要な事象が起きた場合には、関連する情報を速やかにウェブ等で公表することもできます。

さらに、事業所を立地して活動している地域の情報に特化した地域版の環境報告書（環境サイトレポート）も地域とのコミュニケーションにおいて有効です。このサイトレポートや地域情報のある環境情報データ集を、ICTを利用して開示することが考えられます。共通フォーマット化した簡易的な環境報告により、地域住民等が必要とする水資源投入量、大気汚染や生活環境に係る負荷量、化学物質の排出量、総排水量等の地域性の高い環境パフォーマンスに関する情報や地域での活動に関する情報等に重点を置いて、簡潔に取りまとめることが可能となります。

なお、ウェブを併用する場合は、掲載している情報がどの時期の情報であることを明記し、冊子の情報との違いが分かるように工夫することや、関連した情報を掲載したウェブのURLを冊子に示す等、冊子の情報との関係を明確にすることが必要です。また、過去の情報についても参照できるようにしておくことが求められます。

2. 経営責任者の緒言

【重要視点1】

経営責任者の緒言の中において、経営責任者自らの言葉で、環境配慮経営の重要な課題と取組方針を明確に説明し、その実行について明言（コミット）します。

このコミットメントにおいて、KPIなどを交えて具体的に取組方針を記載する必要があります。また、ビジョン、経営戦略における位置付け、取組の現状認識や評価等を総括的に盛り込むことが望まれます。

① 記載する情報・指標

- ア. コミットメント（取組方針の実行についての明言）
- イ. 経営責任者による重要な課題及び取組方針の説明、並びに署名

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- 中長期ビジョン
- 経営戦略における位置付け
- 取組の現状認識や評価
- 持続可能な社会の実現に貢献するための経営方針、目標等（社会的取組に関するものも含む）

【記載にあたっての留意点】

- (i) KPIなどの数値情報を含め、客観的な目標や取組の内容をコミットメントに含めることが求められます。
- (ii) 自らの業種、規模、事業特性あるいは海外展開等に応じた適切かつ具体的なものである必要があり、単なる一般論や環境報告の概要を述べるだけでは不十分です。

解説

経営責任者の緒言は、経営責任者もしくは代表権のある環境担当役員の環境報告にあたっての概括的なステートメントとして記載されるものです。そのため、細かな点を詳しく述べるのではなく、経営責任者の「環境配慮経営」に対する考え方が、経営責任者自身の言葉で率直に語られるとともに、その実行を社会に対してコミットメントを行うことが必要です。

環境報告にあたっては

- ✓ 自らの業種、規模、事業特性あるいは海外展開等を踏まえる
- ✓ 事業活動における環境配慮の取組方針、事業活動に伴う環境負荷の状況、事業活動における環境配慮の取組内容、実績及び目標等を明確かつ簡潔に総括する
- ✓ これらの取組を確実に実施し、目標等を明示した期限までに達成することを明言（コミット）する

こと等に配慮することが望まれます。

3. 環境報告の概要

報告対象期間における環境配慮経営の状況を概括的に示すために、「環境配慮経営等の概要」、「KPIの時系列一覧」及び「個別の環境課題に関する対応総括」により、総括的に説明します。

(1) 環境配慮経営等の概要

事業の概要で経営全体の概要を示した上で、事業の概要との関連に留意して、主として全体的な環境配慮経営等の概要を簡潔に記載します。その際、経営指標とKPIとの関係を示したり、時系列で環境負荷の状況を併記して、その分析結果やセグメント別（事業や地域）の内訳を示したりすることも有用です。

① 記載する情報・指標

ア. 事業の概要

- ・ 主たる事業の種類（業種・業態）
- ・ 従業員数
- ・ 主要な製品・サービスの内容（事業分野やセグメントなど）
- ・ 業績等

イ. 環境配慮経営の概要

- ・ 重要な環境課題、ビジョンや事業戦略、主な対応や今後の方向性など
- ・ 主要な環境配慮型の製品・サービスの内容（事業分野等）

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- 報告対象期間中に発生した組織構造、株主構成、製品・サービス等の重大な変化の状況
- ステークホルダーへの対応から重要と判断された事項
- 社会的に注目を集めている特定の事象や活動（自社に不利な情報を含む）
- 主たる事業活動の範囲、工場・事業所数、本社・主要な工場・事業場の所在地及びそれぞれの生産品目
- 事業者の沿革及び事業活動における環境配慮の取組の歴史等の概要
- 対象市場や顧客の種類、取引先を含めた生産形態等
- 環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況（第7章参照）

【記載にあたっての留意点】

- (i) 事業の概要は、報告対象期間の事業概況に関して、環境配慮経営の全社的な位置付けを示すため必要となる総資産、売上高、損益額、生産額、付加価値額等の経営指標を用いて、その概要を説明します。
- (ii) 「環境配慮経営の概要」は、主として環境マネジメント等の環境配慮経営の状況（第5章）に関して、重要な課題や中長期的な目標への対応、当期のトピックス等が利用者に概括的に分かるように、簡潔に記載します。
- (iii) 経営指標については、概ね過去5年間を記載します。なお、「環境配慮経営等の概要」では図表等を用いて記載し、数値情報は「KPIの時系列一覧」巻末等に経営指標一覧として記載することも可能です。
- (iv) 報告対象組織を連結決算対象組織の一部に限定している場合には、売上高等の経営指標は合算数値等（重要性により内部取引額を消去）により記載することができます。その場合は、その旨を付記する必要があります。
- (v) 事業者の生産品目の記載にあたっては、主要な原材料の採掘、調達、営業や販売活動を行っている地域について、日本国内だけか、海外も含むのか、特定地域のみか等を考慮します。
- (vi) 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は環境報告書発行日現在において判断したものである旨を付記します。
- (vii) 合併、分社化、子会社や事業部門の売却、新規事業分野への進出、工場等の建設等により、環境負荷に大きな変化があった場合にはその事実と影響等に関して記載します。
- (viii) 「環境配慮経営の概要」については、「KPIの時系列一覧」や「個別の環境課題に関する対応総括」と併せて記載することも可能です。

解説

環境報告の記載項目は多岐にわたっており、ステークホルダーに環境配慮経営の概要を分かりやすく伝えるために、環境配慮経営の方向性、重大なリスクへの対応状況、特別に発生した事象など、報告期間におけるとくに重要な事柄を中心に、「環境配慮経営等の概要」を工夫して作成することが望まれます。

また、事業の概要（主たる業種業態や活動範囲）は、環境配慮経営を理解するための前提として理解しておくべき重要な情報です。事業の概要と環境負荷の状況及び環境配慮等の取組とを関連付けて記載することにより、環境配慮経営の理解が更に深まることが期待されます。また、KPIとの関係が分かるように、関連する経営指標等を記載することが望まれます。

さらに、トピックスや特集のページを設けて環境報告書に掲載する等、利用者の関心に応える工夫をすることが期待されます。また、必要に応じて、特集に記載することにした背景についても利用者に説明することや図表や写真等を活用し、分かりやすく説明することが望まれます。

ただし、トピックスや特集をもって体系的な情報の代わりとすることはできません。トピックスや特集にスペースを割きすぎることによって、必要な情報が十分に提供されないことのないように配慮する必要もあります。

(2) KPIの時系列一覧

【基本事項3】

事業者が設定した KPI (Key Performance Indicators : 主要業績評価指標) について、概ね過去 5 年間を一覧にて記載します。また、中長期における KPI の目標値を併記し、その進捗状況などを併せて記載することも有用です。

なお、KPI については、事業者固有の状況に応じて、第 6 章「①記載する情報・指標」等に記載した数値情報を参考に、適切に設定してください。

① 記載する情報・指標

- ア. KPI (概ね過去5年分)
- イ. KPIに関する補足情報

- ・ KPIの集計範囲 (バウンダリ)
- ・ 総量及び原単位の区分

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- 中長期における KPI の目標値と達成状況

- ・ 中長期目標値 (制定時期、基準とした時期、対象期間及び目標時期)
- ・ 基準とした時期のデータ
- ・ 目標の対象期間末までの達成状況

- その他、KPI に関連する補足情報

- ・ 集計範囲、算定方法を変更した場合、その旨

【記載にあたっての留意点】

- (i) 「個別の環境課題に関する対応総括」との関連に留意して、記載します。
- (ii) 集計範囲、算定方法の変更による影響が重要な場合には、その旨と影響を付記する必要があります。(「数値情報に関する補足情報」p.57 参照)
- (iii) 取組の進捗状況を明らかにするため、基準とした期 (暦年又は年度等) の環境負荷の実績等も記載することが望まれます。
- (iv) KPI を図やグラフ等により記載する場合には、利用者によるデータ利用の利便性を踏まえて、表形式の数値情報を巻末等に記載することが必要です。

解説

実務では、多数の環境パフォーマンス指標 (EPI) により目標管理している場合がありますが、それらの中から事業者の特性や重要な環境課題に適合した主要なパフォーマンス指標 (KPI) により重点的に目標管理していくことが望まれます。

「KPIの時系列一覧」は、事業者における重要な課題への対応状況を、KPIを元に時系列で比較するのに有効です。ただし、重要な環境負荷やその他目標値の判断については、業種特性や事業規模等による違いがあり事業者間の比較は容易でないことが想定されますし、ステークホルダーによっても判断基準が異なります。

より正確なKPIに関する理解を促進するためには、補足情報も含めた開示が必要であり、また環境報告の利用者も、それぞれの指標が持つ特性や限界等に十分留意することが必要です。

参考

表形式で開示する場合には、以下の様式例を参考に記載してください。

【様式例 1】（目標値を記載しない場合）

重要課題（例）	K P I（例）	集計 範囲	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
気候変動への対応	温室効果ガス総排出量	1					
水資源の持続可能な利用	水資源再生利用率	2					
廃棄物の適正処理	廃棄物等総排出量	3					
：	：						

（注）範囲：1 連結、2 主要な会社及び事業所、3 自社のみ

（注）○年度において、×××に関わる算定方法を変更している。

（注）○年度において、×××に関わる集計範囲を変更している。

【様式例 2】（目標値等を記載する場合）

重要課題（例）	K P I（例）	集計 範囲	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	目標値 (○年度)	進捗評価と 今後の取組
気候変動への対応	温室効果ガス総排出量	1							
水資源の持続可能な利用	水資源再生利用率	2							
廃棄物の適正処理	廃棄物等総排出量	3							
：	：								

（注）範囲：1 連結、2 主要な会社及び事業所、3 自社のみ

【記載にあたっての留意点】

- (i) 重要な課題及び KPI については、各社で設定したものを記載します。
- (ii) 集計範囲には、（1 連結、2 主要な子会社及び事業所、3 自社のみ）などの区分により、報告対象組織の範囲を記載します。
- (iii) パターン 2 のように、目標値及び進捗評価等を付すことにより、中長期の趨勢を示すことができます。

(3) 個別の環境課題に関する対応総括

個別の環境課題のうち、特に重要な環境課題への報告対象期間における対応状況について、PDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルの取組状況が分かるように、一覧表形式で総括して記載します。また、環境課題に関連する財務影響等を含めて作成することも有用です。

なお、中期目標及びその推移、基準とした期のデータを示すことも可能です。

① 記載する情報・指標

ア. 個別の環境課題について、環境配慮の取組方針に対応した戦略及び計画、目標及び実績、分析・評価及び改善策等の総括

【戦略及び計画】

- ・ 環境配慮の取組方針に対応した戦略
- ・ 目標に対応した計画

【取組の状況】

- ・ 環境配慮の取組

【目標及び実績】

- ・ 当期及び次期対象期間の目標
- ・ 報告対象期間の環境負荷の実績

【分析・評価】

- ・ 実績に関する分析・検討の内容
- ・ 取組結果等に対する評価

【改善策】

- ・ 次期以降の改善策

イ. 数値情報に関する補足情報

- ・ 数値情報の集計範囲（バウンダリ）
- ・ 数値情報の算定方法（計算方法、係数など）
- ・ 第三者による審査等を受けた数値情報

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

➤ 個別の環境課題への対応に関するその他の情報

- ・ 算定方法を変更した場合、その内容、理由及び影響
- ・ 報告対象期間における特徴的な取組
- ・ 前回の報告時と比べて追加・改善した取組等

➤ 環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況（第7章参照）

【記載にあたっての留意点】

- (i) 個別の環境課題に関する事項に関して、重要な環境課題に関連するものを総括的に記載します。なお、詳細な記述情報については、利用者が関連ページを参照できるようにすることが望まれます。
- (ii) 事業特性に応じた環境負荷の発生状況、ないしその抑制・削減の対応状況が、PDCA サイクルにて一目で理解できるよう、かつ事業特性からみて重要と考えられる項目を要約する形でコンパクトに概要を記載します。
- (iii) 環境負荷等の数値情報には、基本的に総量及び必要に応じて原単位を記載する必要があります。また、KPI は明示するとともに、「KPI の時系列一覧」との整合性に留意して記載します。
- (iv) 中期目標及びその推移、基準とした期のデータを示した場合には、「KPI の時系列一覧」と統合して開示する等、工夫した記載が望まれます。
- (v) 重要な環境課題以外も含めて記載する場合には、重要な課題に関するものとそれ以外を明確に区分して記載する必要があります。
- (vi) 分析・評価には、目標の達成状況に関する分析・検討内容（未達の原因など）について、改善策には、今後の取組や新たな目標等について、記載します。
- (vii) 重要な課題に関連する財務的な影響がある場合には、関連する財務数値（環境会計情報等）を記載したり、事業上の収益獲得機会やリスクに関連する情報や将来予測に資する情報を併せて記載したりすることが望まれます。
- (viii) 数値情報に関する補足情報は、「数値情報に関する補足情報」（p.57）を参考にし記載します。
- (ix) 数値情報は図表等を用いて記載することも可能です。その場合には、利用者によるデータ利用の利便性を踏まえて、表形式の数値情報を巻末等に記載することが必要です。

解説

「個別の環境課題に関する対応総括」には、とくに重要な環境課題に関して記載をします。ただし、重要な環境課題には取り上げていなくとも、環境負荷の状況をステークホルダーに説明するために必要な環境負荷に関しては、含めることが可能です。なお、より詳細な情報や重要性がない情報については、記載しないか、もしくは環境情報データ集等にまとめて記載することが望まれます。

目標については、単なる努力目標ではなく、実際に達成すべき目標であり、可能な限り具体的、定量的かつ測定可能なものを設定する必要があります。また、目標には、事業活動のバリューチェーン全体を踏まえ、事業エリア内のものだけでなく、原材料・部材の購入、輸送、製品・サービスの使用・廃棄等の事業活動の上・下流までを対象とすることが望まれます。

また、目標の設定にあたっては、環境基本計画に掲げられている指標（例えば資源生産性、循環利用率）等の環境政策との関連性、業界団体等で策定する自主行動計画等との関連性を踏まえて、それぞれの事業者が目標を設定することが期待されます。

参考

報告対象期間における個別の環境課題に関する対応状況を示す場合には、以下の様式例を参考に記載してください。とくに、PDCA サイクルの各段階での取組を整理して開示するには、有用です。なお、詳細な記述情報については、関連ページを示して省略することも可能です。

【様式例 1】（財務影響等を記載しない場合）

重要課題（例）	戦略・計画・ 当年度の取組	環境負荷量等（例）	範囲	目標値 （○年度）	実績 （○年度）	分析・ 評価	次年度の 取組・ 将来見通し	関連 ページ
気候変動への対応		温室効果ガス総排出量	1					
		温室効果ガス排出原単位	1					
水資源の持続可能な利用		水資源再生利用率	2					
		水資源投入量	2					
廃棄物の適正処理		廃棄物等総排出量	3					
：		：						

（注）範囲：1 連結、2 主要な会社及び事業所、3 自社のみ

【様式例 2】（財務影響等を記載する場合）

重要課題（例）	戦略・計画・ 当年度の取組	環境負荷量等（例）	範囲	目標値 （○年度）	実績 （○年度）	分析・ 評価	財務 影響等	次年度の 取組・ 将来見通し	関連 ページ
気候変動への対応		温室効果ガス総排出量	1						
		温室効果ガス排出原単位	1						
水資源の持続可能な利用		水資源再生利用率	2						
		水資源投入量	2						
廃棄物の適正処理		廃棄物等総排出量	3						
：		：							

（注）範囲：1 連結、2 主要な会社及び事業所、3 自社のみ

【記載にあたっての留意点】

- (i) KPI については、印を付すなどして明示します。
- (ii) 集計範囲には、(1 連結、2 主要な子会社及び事業所、3 自社のみ) などの区分により、報告対象組織の範囲を記載します。
- (iii) 数値情報の補足情報を明記する必要があります（次頁参照）。
- (iv) パターン 2 のように、財務的な影響等を付すことにより、環境負荷や環境配慮の取組と財務情報を関連付けて伝えることが可能となります。

数値情報に関する補足情報（共通事項）

数値情報に関する補足情報については、基本的に以下の点に留意して記載します。なお、これらの事項は関連する数値情報に併記又は関連付けて記載される必要がありますが、「個別の環境課題に関する総括」や巻末等にまとめて記載することも可能です。

各記載項目においては、とくに記載が必要な補足情報について明記しています。

① 記載する情報・指標

- ア. 数値情報の集計範囲（バウンダリ）
- イ. 数値情報の算定方法（算定式、係数など）
- ウ. 第三者による審査等を受けた数値情報

② 重要性がある場合に記載する情報・指標

- 数値情報の集計範囲に関する差異
- 集計範囲、算定方法を変更した場合、その内容、理由及び影響
- 法令等で国等に報告している数値との差異
- 原データの情報源（関連する情報の掲載箇所など）
- 事業・地域・活動範囲別等の内訳情報

【記載にあたっての留意点】

- (i) 個々の数値情報の集計範囲が、基本的要件として記載した報告対象範囲（捕捉率等を含む）と重要な差異がある場合には、その差異（採用した範囲、相違する理由など）について説明します。
- (ii) 数値情報の算定方法は、算定方法の選択適用の余地がない場合においては、記載は不要です。（法規制等によって、算定方法が明確な場合など）
- (iii) 集計範囲・算定方法等は、合理的な理由により変更を行う場合を除き、每期継続して適用します。集計範囲・算定方法等を変更したことによる影響が重要な場合には、その内容、合理的な変更である理由、変更による影響を付記する必要があります。
- (iv) 算定方法の変更には、①新たな算定方法を過去の期間のすべてに遡及適用する方法と②過去の期間は遡及せずに当年度だけ新たな算定方法を適用する方法が考えられます。
- (v) 算定方法の変更による影響は、(iii)による方法に応じて、従来の算定方法と新たな算定方法の適用による差異を記載します。なお、変更による影響の算定が実務上不可能な場合には、その理由、算定方法の適用方法及び適用開始時期について、記載します。
- (vi) 外部の第三者により数値情報等の審査を受けた箇所については、明記します。
- (vii) 法令等により国等に報告している数値（報告数値）と記載事項との差異説明に関しても、記載することが必要です。なお、記載事項の内訳において、報告数値との関連を示して説明することも可能です。
- (viii) 実測や直接入手した数値、推計による数値の違いが分かるように記載します。
- (ix) 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は環境報告書発行日現在において判断したものである旨を付記します。

4. マテリアルバランス

事業活動全体における物質やエネルギー等のインプット、アウトプットを把握するマテリアルバランスの考え方にに基づき事業活動による成果と環境負荷を捉えます。

総エネルギー投入量、総物質投入量、水資源投入量などのインプットの総量と、総製品生産量やサービスの提供量、各環境負荷の発生量などアウトプットの総量、及びリサイクルなど循環利用している物質の総量を記載することにより、環境負荷の発生と資源や物質等の量的バランスを概括するように記載します。

① 記載する情報・指標

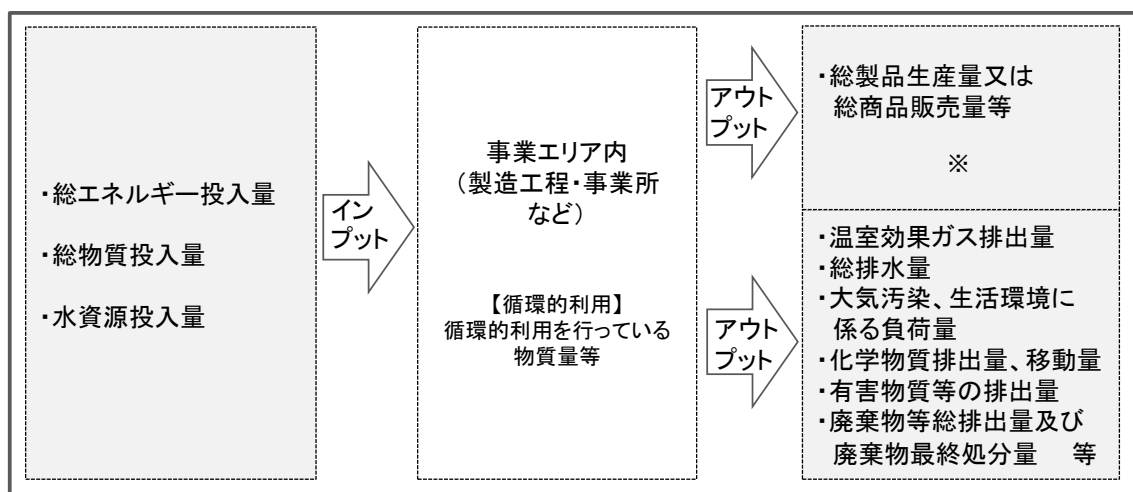
ア. 事業活動に伴う資源・エネルギーの投入から環境負荷物質の排出状況、製品・商品・サービスの産出・販売まで、事業活動の全体像

イ. 総量による数値情報

- ・総エネルギー投入量
- ・総物質投入量
- ・水資源投入量
- ・循環的利用を行っている物質
- ・製品・商品・サービス等の産出・提供量
- ・温室効果ガスの排出量
- ・総排水量
- ・大気汚染、生活環境に係る負荷量
- ・化学物質の排出量、移動量
- ・廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量 等

ウ. 数値情報に関する補足情報（p.57を参照）

図 8 マテリアルバランスのイメージ



※サービス業であれば、提供したサービスに関連する数値を記載することが考えられます。関連する数値には、受講した学生数、流通させた物品数、サービス提供した顧客数などが考えられます。マテリアルバランス（インプットとアウトプットの質量均衡）の観点からは、経営の成果物（生産・提供量）を示す情報・指標も開示することが求められます。

【記載にあたっての留意点】

- (i) 事業活動への資源等に関するインプットの状況、事業活動からの製品及び商品・サービス等の提供又は廃棄物等の排出に関するアウトプットの状況、並びに事業エリア内におけるエネルギー、廃棄物、水資源等の循環的な利用*に関する状況等(事業活動のマテリアルバランス)について可能な限り図表等を活用して、わかりやすく、かつ、簡潔に記載します。
- (ii) インプットの投入量は、事業エリア内への投入量として、購入量が想定されます。在庫(ストック)のない、電力、都市ガスは、投入量(=購入量=使用量)となります。燃料油や総物質、水資源等の在庫(ストック)がある場合は購入量と使用量が通常異なりますので、期首在庫量と期末在庫量を考慮した使用量(=期首在庫量+購入量-期末在庫量)が、事業エリア内への投入量となります。ただし、期首在庫量と期末在庫量との差異が僅少の場合には、投入量=購入量に近似すると考えられます。
- (iii) 再生可能エネルギーや環境配慮型の製品・サービスなど、環境に配慮したインプット・アウトプットに関する情報・指標、バリューチェーンに関する情報・指標を併記することも可能です。

解説

事業活動に対する直接的なインプット・アウトプットだけでなく、事業エリア内における循環的資源利用量(総物質、水資源等。エネルギーについては排熱等のカスケード利用)を把握・管理することが重要です。加えて、原材料の採取段階や、他の事業者から購入する原材料・部品等の生産段階等で発生する環境負荷、製品の使用・消費・廃棄/リサイクル段階で発生する環境負荷についても、ライフサイクル全体を踏まえて把握・評価することが重要です。

また、このような事業活動のマテリアルバランスや製品等のライフサイクル全体の環境負荷を適切に整理、把握することは、事業者自身の事業活動における環境配慮の取組を効果的・効率的に推進するため、さらには社会全体で地球温暖化対策を推進するとともに、物質循環を確保し、持続可能な循環型社会を形成していくためにも必要であると考えられます。

なお、このマテリアルバランスは事業者の製造業的活動と非製造業的活動のいずれも対象とします。非製造業の場合には、総製品生産量に該当するアウトプットは、販売量となり、契約件数(サービス提供の場合)、卒業学生数(学校の場合)、輸送トンキロ(運輸会社の場合)など業種により様々な指標が考えられます。インプットとアウトプットをコンセプト上バランスさせるため、アウトプットには生産物量と環境負荷の両方を記載する必要があります。